

アイヌ施策推進地域計画

1. アイヌ施策推進地域計画の名称

室蘭市アイヌ施策推進地域計画

2. アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称

北海道室蘭市

3. アイヌ施策地域計画の目標

(1) 地域におけるアイヌ文化等の現状及び課題

室蘭市域では、天然の良港を背景に、アイヌの人々の古くからの暮らしが遺跡や地名として確認される。特にアイヌ語の地名は、市域全体で100を超える箇所が記録されており、全道的に見ても多いと言える。

室蘭は、アイヌ文化に係る研究の蓄積も豊富で、アイヌ語学者として名高い金田一京助氏が、ユカラ（叙事詩）をはじめとするアイヌ語や口承文芸の研究に初めて取り組んだ地として知られており、また、アイヌ民族出身のアイヌ語学者である知里真志保氏、アイヌ語地名研究の第一人者として知られる山田秀三氏が、豊富なアイヌ語地名を元に共同で地名研究を行ったのも室蘭である。

知里真志保氏・山田秀三氏著「室蘭市のアイヌ語地名」には、アイヌは土地に対する捉え方を、そのまま地名として名付けていると書かれているが、室蘭市の絵鞆（えとも）半島外海岸（太平洋側海岸）では、ハルカラモイ（ハルカルモイ：食料とる入江）、増市浜（マスイチセ：海猫の家）、地球岬（ポロチケウエ：大きな断崖）、トッカリシヨ浜（トゥカリシヨ：アザラシ岩）など、地名としてアイヌ語で名付けられた当時の自然や景観が、現在もそのままに残されている。このため、平成24年1月に国（文化庁）から「名勝ピリカノカ（美しい形）絵鞆半島外海岸」の指定を受けており、アイヌの人々の精神性や自然観・暮らしを現地で体感できる景勝地「生きた地名の地」と言われている。

室蘭市には昭和51年3月に社団法人北海道ウタリ協会室蘭支部が設立された。

その後、平成26年4月に室蘭アイヌ協会へ組織を改め、これまでアイヌ文化の復興や伝承を図るとともに、絵鞆岬展望台の先住民慰霊碑やイタンキ生活館を活動の拠点としてアイヌの伝統的儀礼を開催するなど、アイヌ文化等の発信を行ってき

た。

また、室蘭市教育委員会では、アイヌ文化への理解を深めるために、室蘭市民俗資料館におけるアイヌ民具をはじめとする関連資料の保存・展示のほか、アイヌ文化の解説を実施し、市内ではアイヌの歴史や文化を学ぶ機会の充実が図られており、市民の関心が高まりつつある。

こうした中で、令和5年度に本市学校教育の今後の道標となる「室蘭市子ども未来指針」が策定され、学校教育に、教員をはじめ、家庭、地域の様々な方が参画し、一体となって取り組んでいくことを位置づけるとともに、ふるさと室蘭に愛着と誇りをもつ教育の推進に向けて、これまでの総合的な学習の時間に関する機会の拡充を図るため、令和6年度より新たに「室蘭ふるさと学習」として、小学校1年生から中学校3年生まで、校外学習の拡充を図っているところである。

今後については、アイヌ文化の保存、振興、継続のための普及啓発として、民族共生象徴空間ウポポイなど、施設とアイヌ民具等の情報共有を進めるとともに、地元アイヌ協会と協力して、その伝統文化や歴史に関する体験学習会の開催に向けて計画している。

このことから、計画に伴う事業を一過性のものとすることなく、継続してアイヌ文化に対する理解を促進し、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される共生社会の実現に向けた取り組みが重要と考えている。

※アイヌ関連団体

- ・室蘭アイヌ協会（設立：昭和51年3月、代表者：西澤政治、会員数24名）

※アイヌ文化等関連施設

①室蘭市イタンキ生活館

所在：室蘭市東町3丁目13番26号

現況：昭和56年12月設置。アイヌの人々及び地域住民の生活環境の改善及び社会福祉の増進を目的に設置し、生活上の各種相談事業、地域交流並びに伝統文化の教育の場となっている。

②室蘭市民俗資料館

所在：室蘭市陣屋町2丁目4番25号

現況：昭和55年4月設置。埋蔵文化財を含む約32,000点の資料が収蔵展示されている。縄文文期の資料の他、アイヌ民具や近世アイヌ文化期の遺跡出土資料などアイヌ文化にゆかりの資料も保存公開している。

③先住民慰霊碑

所在：室蘭市絵鞆町2丁目絵鞆岬展望台

現況：昭和37年9月設置。室蘭港開港90年、市制施行40年を記念して設置したものであり、白鳥湾を景観する展望台に設置されている。

④名勝ピリカノカ絵鞆半島外海岸

所在：室蘭市母恋南町3丁目、母恋南町4丁目、清水町1丁目、増市町2丁目、周辺海域

現況：平成24年に1月に国から「名勝ピリカノカ絵鞆半島外海岸」に指定され、地名としてアイヌ語で名付けられた当時の自然や景観が、現在もそのまま残されている。

(2) アイヌ施策推進地域計画の目標

【概要】

アイヌ文化の次世代への継承を確実なものとするために、地域に存するアイヌ文化等を発信し、先代達が築いたアイヌの歴史や伝統等の普及啓発を図ることで、魅力ある地域社会の形成のほか、教育を通して、ふるさとに愛着と誇りをもてる人材育成を図ることを目標とする。

(3) 数値目標

事業	アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業	
KPI	「室蘭ふるさと学習」推進事業における民族共生象徴空間ウポポイでの体験学習参加者数	アイヌ文化普及啓発事業におけるアイヌ文化体験学習会参加者数
令和7年度	670人/年間	10人/年間
令和8年度	650人/年間	10人/年間
令和9年度	630人/年間	10人/年間
令和10年度	600人/年間	10人/年間
令和11年度	580人/年間	10人/年間

4. アイヌ施策の推進に必要な事業に関する事項

4-2 アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業

■アイヌ文化学習見学会（民族共生象徴空間ウポポイ）・・・「室蘭ふるさと学習」推進事業の一環として行っている市内小・中学校の児童・生徒、教員等を対象とするウポポイ（民族共生象徴空間ウポポイ）へのアイヌ文化学習見学会を開催し、アイヌ文化の理解を促進する。

4-4 地域内若しくは地域間の交流又は国際交流の促進に資する事業

■アイヌ文化体験学習会（イタンキ生活館）・・・アイヌ文化普及啓発事業として身近な地域でアイヌの歴史や文化に関する市民の理解促進を図るため、公募した参加者（小学生以上〔※小学生は保護者同伴〕を対象）が、アイヌ文化体験（アイヌ文様の缶バッジと切り絵製作等）学習会に参加してイタンキ生活館で開催する。

5. 計画期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

6. 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費

(1) 文化振興事業

事業内容：4-2と同じ

事業期間：令和7年度から令和11年度

事業費：5,260千円

(3) コミュニティ活動支援事業

事業内容：4-4と同じ

事業期間：令和7年度から令和11年度

事業費：34千円

7. アイヌ施策推進地域計画が法第10条第9項各号に掲げる基準に適合すると認

められる理由

- (1) 「アイヌ施策の意義及び目標」との整合性（第1号基準）「アイヌ施策の意義及び目標」に適合したアイヌ施策の推進を図るために必要な事業の記載（第2号基準）

■ 4-2に記載する事業は、アイヌの伝統等に関する理解を促進することによって、アイヌの人々が誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図ることを目的とし、共生社会の実現に寄与するものである。

■ 4-4に記載する事業は、アイヌの人々やアイヌ文化と交流する市民の活動環境の改善を図ることによって、アイヌの人々が誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図るものであり、共生社会の実現に寄与するものである。

- (2) 反社会的勢力やその関係者（以下「反社会的勢力等」という。）の関与の可能性（第2号基準）

4の事業については、室蘭市の事業として実施するものであり、反社会的勢力等の関与はない。

- (3) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること（第3号基準）

■事業の実施主体の特定

6で記載の事業については、事業担当部署である室蘭市教育委員会教育部生涯学習課、室蘭市教育委員会教育部学校教育課（教育指導参事・指導主事含む）が事業者を特定もしくは想定しており、その妥当性を検証している。

■事業実施スケジュールの明確性

6で添付の工程表については、事業担当部署である室蘭市教育委員会教育部生涯学習課、室蘭市教育委員会教育部学校教育課（教育指導参事・指導主事含む）が特定もしくは想定している事業者からの聞き取りを踏まえて作成したものであり、その妥当性を検証している。

■事業実施スケジュールの明確性

計画策定に当たり、アイヌの人々をはじめ地域住民から意見を聞いているが、反対意見はなかった。

8. 目標の達成状況に係る保床に関する事項

(1) 目標の達成状況に係る評価の手法

3に記載するKPIは、実績値を公表する。また、市町村の外部有識者等により、目標の達成状況等について検証を行い、改善点を踏まえて計画期間内の事業実施等に反映する。

(2) 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

時期：計画期間におけ毎年度3月末時点

内容：数値目標の達成状況について、毎年度7月に市町村の外部有識者等による効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。

(3) 目標の達成状況に係る評価結果の公表の手法

目標の達成状況に係る評価結果については、市公式ウェブサイトにて公表。

9. 法第10条第4項に規定する事業の実施により採取する林産物の種類、当該林産物を採取する場所、当該事業の必要性その他の内閣総理大臣が必要と認める事項 ※記載事項なし

10. 内水面さけ採捕事業を実施する機関、当該内水面さけ採捕事業に使用する漁具その他の内閣総理大臣が必要と認める事項 ※記載事項なし